

木造住宅除却工事助成事業（耐震化助成事業） Q&A

【申請に必要な書類等について】

番号	質問	回答
1	申請書等に押印する印鑑は実印を使う必要がありますか。	認印で構いませんが、スタンプ印は使用できません。また、助成金等の申請に係る書類はすべて同一の印鑑を使用する必要がありますのでご注意ください。
2	申請に必要な書類がまだ一部揃っていないのですが、申請することは可能ですか。	すべての助成金・コンサルタント派遣等申請に関して、必要書類が揃うまでは、申請の受理はできません。お困りの場合はお問合せください。
3	登記事項証明書（発行から6か月以内のもの）、法人登記事項証明書、納税証明書（非課税の場合は非課税証明書）、戸籍謄本等の書類は原本が必要ですか。	提出していただく左記の書類に関しては、原本でもその写し（コピー）でも構いません。 住民税納税証明書又は非課税証明書については、現年度若しくは前年度のものをご提出ください。なお、住民税納税証明書又は非課税証明書については、区内在住者の個人が申請する場合、身分証の写しの提出及び納税状況の照会に同意していただければ省略できる場合があります。

【登記・権利関係について】

番号	質問	回答
4	登記されていない建物（未登記の建物）について助成金を申請することは可能ですか。	原則として、登記してから申請することをお願いしております。しかし、工期の問題等で登記の手続きが間に合わない場合は、建物の登記事項証明書の代わりに建物の築年・年月日・所有者・所在地・床面積・構造等のわかる書類を提出してください。（固定資産税課税明細書・固定資産評価証明書・家屋課税台帳・申出書・その他区長が必要と認める書類等）
5	売買で所有権が移っているものの、所有権移転登記をしていない建物について申請したいのですが可能ですか。	原則として、所有権移転登記が必要です。 除却予定の建物など所有権移転登記が困難な場合は、建物の所有権が移転した旨がわかる書類等が確認できれば助成可能な場合がありますので、お早めにご相談ください。
6	相続で所有権が移っているものの、相続登記をしていない建物について申請したいのですが可能ですか。	原則として、所有権移転登記が必要ですが、下記の書類を添付していただければ助成可能な場合もありますので、お早目にご相談ください。 【遺産分割協議済の場合】 ①建物の登記事項証明書（発行から6か月以内のもの）の写し ②遺産分割協議書の写し（※） ③申出書 ※公正証書がない場合は、②に併せ、故人を含め協議書に名前のある相続人全員が確認できる戸籍事項証明書が必要。 【遺産分割未協議の場合】 ①建物の登記事項証明書（発行から6か月以内のもの）の写し ②故人の出生から死亡までの戸籍事項証明書 ③申請者以外の法定相続人全員分の同意書 ④申出書

木造住宅除却工事助成事業（耐震化助成事業） Q&A

7	建物を複数人で所有している場合、どのように申請すればよいですか。	どなたかが代表者となり、申請者となってください。なお、除却工事を申込みの際に代表者以外の方全員の同意書が必要になります。
8	申請に関する手続きの委任は可能ですか。	申請者の同意を取った上で、委任状をご提出いただければ可能です。

【ステップ1】木造住宅耐震コンサルタント派遣業務の内容について

番号	質問	回答
9	木造住宅の定義は何ですか。	主要構造部が木材で建築された建築物のうち、2階建て以下の住宅（戸建て、長屋、共同住宅、店舗等併用住宅）を言います。ただし、店舗等併用住宅の場合は、延床面積の過半が住宅であるものに限ります。
10	木造住宅耐震コンサルタントの業務はどのような内容ですか。	木造住宅工事除却助成の利用を希望する方に対しては、木造住宅除却工事助成申請に必要な書類（図面や簡易診断の結果票など）を作成します。
11	現地調査の際、立会いは必要ですか。	建物内部に入り調査を行いますので、立会いをお願いします。木造住宅耐震コンサルタント派遣結果報告書を作成しますので、必要に応じて建物外部及び内部の写真撮影等を実施する場合があります。
12	木造住宅耐震コンサルタント派遣は費用が掛かりますか。	木造住宅耐震コンサルタント派遣に費用はかかりません。
13	コンサルタント完了までの期間はどれくらいかかりますか。	申請から業務完了までおおよそ1か月かかります。また、コンサルタント派遣は「派遣申請」から「派遣の完了」までの手続きを同一年度内（4月1日から翌年3月末（土日を除く））に完了することが必要となります。

【ステップ2】木造住宅除却工事助成事業について

14	解体業者と除却工事の契約・工事着工はいつすれば良いですか。	区の助成金交付決定通知後に契約・工事着工に進んでください。申請から助成金交付決定通知までおおよそ2から3週間程かかります。
15	既に着工している場合や過去に行った除却工事に対して助成金は交付されますか。	着工後・工事完了後の助成金交付申請はできません。また、助成金交付申請をしても助成金交付決定前に着工してしまうと、助成金を受けることができなくなります。申請後、提出書類等の審査には一定の時間がかかるため、着工前に余裕を持った申請をお願いいたします。
16	除却工事の見積書に「石綿等の調査・分析・撤去及び処分」を含めることは可能ですか。	助成対象工事に含めることはできません。また、植栽撤去や外溝物の解体費用など、建物本体の除却に直接関係ない項目についても対象外となります。

木造住宅除却工事助成事業（耐震化助成事業） Q&A

17	除却工事助成金の交付申請から交付額決定までの期間はどれくらいかかりますか。	申請から交付額決定の通知までおよそ3～4か月程かかります。また、木造住宅除却工事助成は「交付申請」から「助成金交付額決定」までの手続きを同一年度内（4月1日から翌年3月末（土日を除く））に完了することが必要となりますので、期間に余裕を持ったご申請をお願いいたします。
18	助成金はいつ支給されますか。	助成金請求書を提出してから、約3～4週後を目安に指定していただいた口座に助成金をお振込みします。
19	助成期間はありますか。	木造住宅除却工事助成事業は令和6年3月までの助成期限を設けています。

【問い合わせ先】

大田区まちづくり推進部 防災まちづくり課 耐震改修担当

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号

電話 03-5744-1349（直通）